

債権管理課における財産調査の誤照会について

1 概要

令和7年8月4日に、柏市財政部債権管理課において、個人（以下「B」という。）の氏名、住所及び生年月日が記載されている書類を、Bの取引先（以下「D社」という。）に送付すべきところ、誤って別の個人（以下「A」という。）の取引先（以下「C社」という。）に対して送付したもの。さらに、住所では管理していないというC社の回答を踏まえ、同月14日に、Bの口座番号をC社に対して送付したもの

2 経緯

(1) 令和7年6月23日

Bの預金口座に入金しているD社について、金融機関（以下「E銀行」という。）に所在を照会

(2) 令和7年6月30日

Aの預金口座に入金しているC社についても、同じE銀行に所在を照会

(3) 令和7年7月22日

E銀行から、D社についての回答とC社についての回答が同時に到達。AとBは同姓であり、かつ、2件の回答がホチキスで1件にまとめられていたため、職員はいずれの回答もBの取引先であると誤認し、システムの経過記録を入力

(4) 令和7年8月4日

経過記録に基づき、職員がC社に対し、Bの氏名、住所及び生年月日を示して取引内容を照会したところ、C社は住所による管理をしておらず入金相手を特定できないため、口座番号を示してほしいとの回答があった（同月7日）

(5) 令和7年8月14日

C社の回答を踏まえ、Bの口座番号をC社に示して照会したところ、該当者を確認できなかったため、具体的な振込日時と金額を示してほしいとの回答があった（同月20日）

(6) 令和7年10月29日午後4時40分頃

職員がC社に対し、Bへの具体的な振込日時と金額を示そうとした際に、C社はAの取引先であって、Bの取引先ではなかったことを覚知。15分後に所属長に報告（翌日は職員が不在のため、所属長が事実関係を整理）

(7) 令和7年10月31日午前9時00分頃

職員に不明点を確認後、所属長が次長及び部長へ報告し、関係各課へも報告

(8) 令和7年10月31日午前10時40分

所属長がC社に架電し、誤って送付した書類を返信用封筒で返送するよう依頼し承諾を得た。

(9) 令和7年10月31日午後1時30分

所属長がBに架電するも留守電のため、また連絡する旨を録音して切電

(10) 令和7年10月31日午後4時15分

所属長がBに架電。事案の概要、経緯、原因、再発防止策及びC社に回収を依頼し承諾を得ていることを説明し、謝罪。直接会っての謝罪までは不要とのこと

3 原因

滞納処分を進めるには、国税徴収法に基づいて取引内容を照会する必要がある。その照会先が正しいかどうか確認するべきところ、当該照会の準備を行った職員による確認が不十分であり、複数人で確認することも行っていなかったため。

4 再発防止策

給与の照会をする際は、給与支払報告書の画像データを複数人で確認の上、照会をしている。これと同じように、取引内容を照会する際も、システムの経過記録だけでなく、照会結果の原本を複数人で確認を行うことについて、課内の全職員に対して周知した。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市財政部債権管理課

電話 04-7168-1031